

# 令和元年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年11月8日、午後2時に朝倉老人福祉センター会議室において、第11回農業委員会を招集した。

## 2. 出席委員

### 【農業委員17名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行 (欠席)	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾 (欠席)	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

### 【農地利用最適化推進委員5名】

20番 大山 源次 21番 浦塚 洋明 22番 坂田 稔 (欠席) 23番 金子 耕三  
33番 草場 一豊 37番 熊谷 頼子

(※20番から23番は、代表推進委員。)

## 3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

## 6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高 岩 浩 司
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる
事務吏員	岩 切 範 宏

## 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主 事 斉 藤 圭 祐

## 8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員17名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に13番田中委員、14番櫻木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。  
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。4頁まで20件ございます。以上、報告いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から20番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手うえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から20番について、これを受理いたします。  
5頁をお開きください。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件です。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。

18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫の建築、転用の理由は、所有する農機具と新たに購入する農業用機械を格納するため農業用倉庫を建築するものです。第9回定例会で、本土地を購入しています。平成29年の豪雨災害で農地を失い、久喜宮の方で農業を頑張っておられます。排水は既存の側溝に接続するそうです。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理します。

6頁をお開きください。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課、農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (齊藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
9頁をお開きください。  
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の  
説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の18番  
伊藤委員、24番 塚本委員を指名いたします。  
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の3番 田中委員、  
26番 空閑委員を指名いたします。  
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、担当地区委員の16番  
林委員、37番 熊谷委員を指名いたします。  
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号4番について、担当地区委員の4番  
森山委員、19番 後藤委員を指名いたします。  
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、担当地区委員の13番  
田中委員、25番 平田委員を指名いたします。  
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号6番について、担当地区委員の12番  
畑委員、34番 田中委員を指名いたします。  
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号7番について、担当地区委員の10番  
手島委員、17番 樋口委員、32番 橋本委員を指名いたします。  
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番について、担当地区委員の13番  
田中委員、25番 平田委員を指名いたします。  
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号9番について、担当地区委員の12番  
畑委員、34番 田中委員を指名いたします。  
次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号10番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号10番について、担当地区委員の8番  
森部委員、29番 石松委員を指名いたします。

次に、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号11番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくお願ひします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号11番について、担当地区委員の13番  
田中委員、25番 平田委員を指名いたします。  
審議番号1番から11番までを一括とし、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から11番について、賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

議 長 12頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。15頁まで9件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま  
す。4番 森山委員。

4 番 (森山委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと  
おりです。契約は贈与、権利移転の理由としては、譲渡人、譲受人共形状を良くするためで  
す。形状がS字状態になっているので、それを解消するため申請があつています。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

15番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員  
(穴見委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと  
おりです。契約は売買、譲渡人は離農、譲受人はこの土地を長く小作しており、相手方の要  
望で、買い受けることになっています。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員

7 番 (原野委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと  
おりです。契約は売買、譲渡人は遠方のため空き家とともに農地を手放すため、市の空き家  
バンクに登録していました。譲受人は、空き家に付属した農地を取得するため、正副会長・  
幹事長・担当地区委員の私と推進委員及び事務局とで、今月1日面談を行いました。農地と  
して利用すること、転売もできない旨の誓約書も出されています。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

(議長より、補足説明あり。農機具の所有状況、夏場の草刈等の指導等)

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり  
です。契約は売買です。譲渡人は経営縮小となっていますが、ほぼ離農です。譲受人は経営  
拡大であります。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 なければ審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり  
です。契約は売買。譲渡人は経営縮小、譲受人は隣接所有地と合わせ、災害復旧事業で1区  
画にして耕作するものです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。14番 櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり  
です。契約は売買で、前回の定例会の折1筆申請漏れがあったものです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員。

- 1 番 (藤原委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与で、父・母から子へ生前一括贈与するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
- 議長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与で、父から子へ贈与するものです。前回の定例会で、1筆申請漏れがあり今回申請するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
- 議長 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は1人になられて、子供たちも遠方におり経営縮小となっていますがほとんど離農です。譲受人は経営拡大です。現在この土地は、29年の災害で原形を留めていません。と言いますか農地が流出してありません。河川及び農地の災害復旧後、柿か野菜畑にするとの事です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
- 議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。14時40分に再開いたします。

(休憩：14時30分から14時40分)

(休憩後、「現地ビデオ」上映) 25分 ※議案第4号・5号・7号・8号のビデオ説明

(15時05分再開)

- 議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。16頁をお開きください。
- 議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案書により説明。4件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。
- (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

19番 後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅の敷地拡張で、転用の理由は、住宅建築の際に越境して建築していたため、始末書添付の上転用するもので併せて残りの土地を駐車場として整備するものです。区会長・隣接者の承諾も得ています。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は貸露天資材置場です。転用の理由は、資材置場として整備し賃料収入をえるものです。借受予定者は、レンタショップ〇〇株式会社です。雨水排水は既設水路へ流します。区会長・水利委員の承諾も得ています。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は、浄化槽設置のための敷地拡張です。転用の理由は、宅地敷に浄化槽を設置する余地がないため、農地の一部に設置するものですが、現地確認を行った際、既に設置していたため始末書を添付しています。区会長及び隣接地の方の了承も得ています。ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号4番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。現在この土地は、小石原川ダム工事に関連する「木和田導水路」建設を請け負っている業者に資材置場として貸しており、完了後は農地に戻すことになっていましたが、一部を自身の

露天資材置場として使用したいと言うことです。ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

議長 18頁をお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。11件ございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
9番 武井委員。

9番 （武井委員）審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は自己用住宅で、転用の理由は現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に、雨水排水は既存の水路に流します。区会長の承諾も得られています。農地法の運用は、その他の農地に該当し、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地です。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員。

4番 （森山委員）審議番号2番・3番・4番はビデオでも見ていただいたように関連がありますが、まず審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は建売分譲で2戸、転用の理由ですが、申請地周辺は宅地化が進み交通の便も良いため、建売分譲住宅を建築ものです。生活排水は下水道が今年度中に供用開始されるため、それにつなぎ込む予定です。雨水排水は道路側溝に流します。農地法の運用は、市役所から1,000m以内で宅地の面積割合が40%以上の区域にある農地で、農用地区域外第2種農地に該当します。区会長並びに水利関係者の承諾も得られているそうです。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員。

4番 （森山委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与で、譲渡人の一人〇〇さんと譲受人は親子関係にあります。もう一人の譲渡人は、3条の議案で説明したS字の形状を良くするため申請した方と同じ人で、いわゆる



交換した形です。転用の目的は自己用住宅、転用の理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は整備が出来次第下水道に、雨水排水は道路側溝へ流します。区会長並びに水利委員の承諾も得ています。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買と贈与で、転用の目的は取付け道路で、転用の理由は建売分譲住宅及び自己用住宅への進入道路を整備するものです。建売分譲住宅申請者との契約は売買、持分 2/3 自己用住宅申請者との契約は贈与、持分 1/3 となっています。雨水排水は側溝へ流します。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号5番について説明します。借受人・貸人・申請土地は記載のとおりです。契約は賃貸借で、転用の目的は一時転用露天資材置場です。借受人は市が発注した工業用水道管付設工事を請け負っており、付近に適当な資材置場が無いので、申請土地を一時的に露天資材置場として利用するものです。雨水は側溝に流します。区会長の承諾も得られているそうです。

農地の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途区域内第3種農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、転用の目的は露天駐車場です。転用の理由は、事業拡大により現在の駐車場が手狭になったため、新たに駐車場を整備するものです。農地法の運用については、鉄道の駅から500m以内の農地で、第2種農地に該当します。雨水排水は地上げ後に区会長並びに水利関係者と排水計画を協議するとのことです。

ご審議の程よろしく願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号7番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。  
 (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。
- 19番 後藤委員
- 19番 (後藤委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は露天資材置場で、転用の理由は経営している会社の資材置場が不足しているため整備するものです。雨水は側溝に流すとのことです。区会長並びに隣接者の承諾も得ています。農地法の運用については、集落接続に該当します。  
 ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
- 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は使用貸借で、転用の目的は自己用住宅、転用の理由は現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。譲受人・譲渡人は親子関係にあり、父親の所有する農地の一部に自己用住宅を建てたものです。農地法の運用については、用途地域が定められている農地で、都市計画用途区域内第3種農地に該当します。区会長、水利委員の承諾も得られています。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。  
 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。  
 (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議長 (会長) 議長を交代しました。
- 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員が欠席のため、代わって33番 草場委員。
- 33番 (草場委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は農業用倉庫で、転用の理由は平成29年7月の九州北部豪雨で被災し、申請地に隣接する住宅を購入しましたが、農業用倉庫や農作業場がないため整備するものです。生活排水は下水道が通っていますので下水道に、雨水排水は既存の水路に流すようになっています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。

- ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
- 次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員が欠席のため、代わって37番 熊谷委員。
- 37番 (熊谷委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は農家住宅で、転用の理由は自宅が平成29年7月の九州北部豪雨で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水は浄化槽に、雨水排水は、既存の側溝に流します。農地法の運用については、集落接続に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
- 次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。8番 森部委員。
- 8番 (森部委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、転用の目的は露天駐車場、転用の理由については、駐車場が不足しているため整備するものです。雨水排水については道路側溝に流します。尚、地元区会長の了承も得ているとの事です。農地法の運用については、高速道路の出入口から300m以内で農用地区域外、第3種農地に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。
- 21頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から3番は、推進機構からの買入れです。審議番号4番から6番は、推進機構への売渡です。以上で説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から6番は承認いたします。
- 23頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
5番 手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については記載のとおりです。登記地目は畑ですが、現況地目は宅地で今回非農地判断申請があつています。既に20年以上経過しており、区会長・隣接者の証明も得られています。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

17番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。  
(樋口委員) 申請人、申請土地は記載のとおりです。推進委員と二人で現地に行きましたが、申請土地の2・3筆しか行かれませんでした。29年の豪雨災害で道も無い状況です。30年～40年生の杉が植わっており、区会長・隣接者の証明も得られています。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番 森部委員。

8番 (森部委員) 申請人、申請土地は記載のとおりです。20年以上前から申請土地は宅地であり、区会長・隣接者の証明も得られています。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

25頁をお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明してください。

事務局 (松尾) 議案書により説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案書により説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認とします。

以上をもちまして、すべての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 15:47)